

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0720010	最低製造数量基準の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(発泡酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなければならない。	009 特産酒類の製造事業	発泡酒の最低製造数量基準6,000リッターを1,000リッターに緩和する	<p>特区が必要とされている背景</p> <p>中山間地域では、農業人口の減少、過疎、高齢化等により、耕作放棄地の拡大、里山の荒廃、山間部での生活が困難な状況が深刻化しており、地域活性化を図るため、付加価値の高い農産物の開発が求められている。そのような状況の中で活動するNPO法人「ゆまの里菜和ふささづくり協議会」は、道の駅を拠点としてブランド農産物の直売、農産物加工等付加価値の高い地域農業の確立を目指しているところである。また、昨年、地域内の遊休農地の解消に向け、道の駅を受け皿等での遊休農地を開設し、今年から新規就農者等による耕作が始まることである。</p> <p>提案理由</p> <p>開いた農地は確保されているが、麦・豆類栽培による土作りが重要な作業となっている。また、普通畑においても取量減産、品質安定を妨げるためにも最果類の栽培だけでなく、麦・豆類の栽培、落ち葉等の里山資源を取り入れた耕作が望ましいとされている。しかしながら、麦・豆類の価格が安く(農家所得)にならない。また、里山が荒廃しているため取り回されていない。このため、農業者が、後作等で取れた麦・里山産品をより売れる場所(アウト)からビール(法律上は発泡酒)を製造することにより、中山間地域における付加価値の高い特産可能な需要を目指す必要がある。</p> <p>小規模農業者が参加できる酒類の製造に取り組み場合、酒税法の最低製造数量基準(発泡酒:6,000リッター)が設定されていることにより、過大な設備投資が必要となる等大きな障壁となっているため、特区においては、数量基準の緩和をお願いしたい。</p> <p>代替措置</p> <p>対象となる事業者が限定されること、発泡酒やビールは製造工程が複雑なため密造に懸念が少ないこと、密造が違法であることが社会的常識として広まっていることから規制緩和による密造の横行の懸念は考えている。</p>	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課税の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課税が取れない小規模製造者の増加による密造の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼさなければならないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。現行の発泡酒類(果実酒、リキュール等)は、比較的容易な設備で製造可能なものであるが、発泡酒については、提案者の指摘のとおり、対象酒類に比べ税法が複雑であり、一定の設備が必要となること等を勘案して、対象酒類とされていないものである。なお、自ら生産した麦等を原料とした発泡酒を販売したいというご提案であれば、例えば、既に全国各地に存在している「地ビール」、「地発泡酒」の製造業者に自ら生産した麦等を提供し、製造委託することは可能である。		1010100	個人	福島県	財務省	
0720020	「趣味のさけ手づくり特区」の新設 酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項 酒税法第10条第12号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(清酒は60キロリットル、その他の醸造酒は6キロリットル、ビールは60キロリットル、果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなければならない。酒類の製造免許の申請があった場合において、当該申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合は製造場の設備が不十分と認められる場合は、税務署長は、酒類の製造免許を与えないことができる。		特区内では、誰もがどこでも自由に酒づくりを楽しむことができるようにするため、酒税法第7条第2項の数量基準を適用しないこととする。また、酒税法第10条12項の技術的能力及び製造設備についての基準を緩和する。	<p>「趣味のさけ手づくり特区」では住民や旅行者なども誰もが、自宅や研修施設などどこにおいても、自由に酒づくりを楽しむことができる。酒の種類は清酒、どぶろく、ビール、ワインとする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1)新奇性で需要開発と町おこし 「酒は飲むだけでなく作ることもできる」「自分で作った酒を皆で飲むことができる」「自分も毎日楽しむという楽しみが盛り込まれる。新奇性のインパクトは新たな需要を呼びおこし、町づくりや村づくりの核となる。</p> <p>(2)活動拠点を「手づくり工房」 この工房の中心は「手づくり工房」である。ここではいろいろな酒を実際に作り作り、作りを学んで実際に作り、工房に隣接して研修、ミーティングルームもあり、また手づくりの原料や道具、本や雑誌を展示、販売するブースも設置されている。</p> <p>(3)手づくり教室と発表会 「どぶろく」「果酒」「ワイン」のコース各一週間の手づくり教室で作り方を学び、隔月1回の作品発表会で飲み比べて発表会を実施。</p> <p>(4)酒の日の「手づくりサステナブル」 各地域の農産品・酒類の現場などで開催する。善利した手づくりの酒類を振興し、また地元飲食店や小売店の振興により売り場を有料販売して営業モードを高める。</p> <p>(5)関係者との連携については項目のみを掲げる。地方自治体と広く広報、町おこし、観光など、連携強化を図る。酒類の製造技術者、酒蔵、空き店舗、作業場、自民家、神社、小売店、料飲店、醸造試験場や酒類指導官。</p>	C	酒類の製造については、酒税の確保を図る観点から、①製造者から公平に酒税の負担を納める必要があること、②一定の規模の製造を定めることにより、密造の発生を防止する必要があること等を勘案して、目的の知照を問わず免許制を採用し、その免許の付与にあたっては、最低製造数量基準を満たすこと等を要件としており、自家消費目的の酒類製造を含め、酒類の小規模製造は原則として認めていないところ。 <p>ご提案の「趣味の酒づくり」が地域の活性化にどのようにつながるのかわからないが、酒類の製造を誰に対しても自由に認めることは、課税が取れない小規模製造者の増加により密造の発生等が懸念されるほか、納税者が多岐にわたり適正かつ確実な課税が困難となるとともに、税大に税務執行コストが必要となる等の問題があり、困難であると考えている。</p> <p>また、技術的能力や製造設備については、保健衛生面や環境面等の観点からも必要な要件であると考えている。</p>		101100	個人	大阪府	財務省	
0720030	「貨幣損傷等取締法」の適用除外による手品用コインの制作認可	貨幣損傷等取締法	法律上、貨幣を損傷し又は偽造するに禁じられている。また貨幣を損傷し又は偽造する目的で集めることも禁じられており、これらに違反した場合には、1年以下の懲役等の罰則が適用される。		現在、流通しているコインを加工して、手品用コインを制作すること可能とする。手品用コインであることが認識出来るような一定の要件を満たしている場合は、「貨幣損傷等取締法」の適用をしない。	<p>現状の規制について</p> <p>「貨幣損傷等取締法」があるために、現在流通している日本のコインを加工し、手品用コインの製造をすることが禁止されている。ただし、一度使用したものを取り替える法律はない。また、紙幣を加工して手品用紙幣を製作することは、禁止されていない。</p> <p>過去の経過</p> <p>平成14年に開始の海外も含まれた。その後は、「貨幣損傷等取締法」の法律により、「偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準を確保している」との回答を得た。</p> <p>提案理由</p> <p>①管理規制を整えた上で手品用コインを製造すれば、偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準を確保することが可能である。具体的な管理規制としては、以下が考えられる。</p> <p>1)手品用コインには、レーザーマーカ等で、印を付ける。</p> <p>2)その印を、目録、造幣局で簡単に識別が可能となる。</p> <p>②マシニング用コインは現行のコインを加工して製造する。価格がコインの額面より高くなる。そのため、購入した人が流通の目的でマシニングコインを使用することは無い。</p> <p>③今回製造を考慮しているマシニング用コインは、流通させることが目的ではない。また、紛失・盗取等の取扱いが異なることとなる。目標はあくまで本域での流通は容易であり、一般の取引において混乱を生じ、通貨の信頼を損なうことはない。</p>	C	1) 貨幣損傷等取締法(以下、取締法という)は、貨幣の損傷、偽造が一般的に是認され、大量に行われる場合には、流通取引を阻害し、貨幣の信頼を損傷する事態もあつたことから、これを未然に防止する必要があるに認められた法律です。 <p>2 提案では「管理規制を整えたら手品用コインを製造すれば、(略)通貨の信頼を損なうことはない」とありますが</p> <p>1) 提案の特例措置を講じたことにより、今後全国において同様の手品用コインの加工や他の工芸品への加工についての提案も容易に想定され、貨幣の損傷、偽造が様々な態様で大量に行われるおそれがあり、取締法に基づく貨幣の損傷、偽造防止の未然防止の必要性から適時の例示とすることは不適切であること</p> <p>2 提案では、具体的な管理規制としてレーザーマーカ等で印を付け、その印を元に、日本銀行、造幣局で簡単に識別が可能となることですが、これにより手品用コインが直ちに法律上貨幣として有効となる訳ではなく、結果として手品用コインその他工芸品が市中に流通することになり、一般の取引において混同を生じ、通貨の信頼を損なうという問題があり、また、新印を入れた貨幣を法律上偽造として、一般の国民が日常の取引において様々な態様で貨幣を取り扱う中で、当該貨幣の貨幣と通常の貨幣(損傷した貨幣を含む)とを識別し、その取引上の効力の確保を求め困難に陥ることが個々の事案を生じることがある。結果として、加工した貨幣が流通取引を阻害する要因となるおそれがあること。から、これらの問題があることを踏まえれば、貨幣の損傷等を認める特例措置を講じることは不審である。</p> <p>3 なお、近年、都内在住のマシニングコ经营者等がマシニング用コインとするための材料として貨幣を損傷する目的で集めた行為等について、貨幣損傷等取締法の適用を争われた東京地方裁判所の判決(平成13年(ワ)第76号)において、「同法は、日本政府発行の貨幣に対する信頼を損傷し、その円滑な流通を確保することを個々の事案(略)現況において、なお一定の存在意義を有しているといえる」と判示され、有罪となつております。(被告人のうち、控訴、上告した者についても、最高裁において上告が棄却(平成21年12月9日)され、二審判決が確定。)</p>		101200	有限会社クラリス	岡山県	財務省	
0720040	地域の特産物である海産物(水産加工食品)を用いた酒類の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなければならない。	009 特産酒類の製造事業	特区の特例措置において、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとするが、果実酒又はリキュールの製造免許を取得した場合には、一定の条件下で、最低製造数量基準(現行60キロリットル)を果実酒については20キロリットルに、リキュールについては10キロリットルに引き下げられているが、地域の特産物は農産物に限られている。難易度である本市の特産物として「ワカメ」が伝統的であり、現在「シラカ」を使用した「シラカ」の研究に取り組んでいる。海産物(水産加工食品)においても、農産物と同様に一年間の製造見込数量が一定量に達しない場合の要件緩和を求める。	<p>本市は今後10年間の市の農出規模の縮小による地域経済への影響が懸念される中、昨年12月に佐藤市長来津に参事を決定し、農産・畜産・漁業一体改革と併せて、佐藤の「海」を活かす政策を推進させるための政策方向性を定めた。</p> <p>佐藤の活性化実現に向け、国際連携「1キ」をシラカとして、「山・川・田・海(里山)→生活物→海」の循環型社会の構築を付加価値とした農林水産物等の販売につながる仕組みづくりに取り組んでおり、市内の漁業従事者は、平成15年から20年の間に約300人も減少し、水産物販賣の取組が困難な状況となっている。</p> <p>このように、市内のNPO法人が中心となり、岩海苔やサザエと並び、伝統的・代表的な特産物である佐藤ワカメを皮肉に「シラカ」のキーワードに研究に取り組んでいる。</p> <p>海産物(水産加工食品)においても、農産物と同様に一年間の製造見込数量が一定量に達しない場合の要件緩和を求める。</p>	C	提案のご趣意が、民宿や飲食店等における海産物を用いた自家製リキュールの提供ということであれば、自己の営業場において飲用に供するため、課税済みの蒸留酒類と他の物品との混和を伴う場合には、一定の要件の下、酒類の製造とみなさない特例措置が講じられており、製造免許を取消することなく、地域の特産物を用いた自家製リキュールの提供が可能であることから、まずはこうした制度の活用についても検討いただければどうか。 <p>(注)酒類の製造免許の最低製造数量基準は、課税性の観点から、製造コストを回収するのに必要な量として設定されているものであり、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課税が取れない小規模製造者の増加による密造の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼさなければならないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。</p>		1020010	佐渡市	新潟県	財務省	

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
0720050	航空機騒音緩和地域土地について、市町村の無償自由利用を可能とする有効活用するための規制緩和	固有財産法第18条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第11条	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第11条		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条及び同法法律施行令第11条に基づき、地方公共団体に「無償で使用させることができる土地の用途について、現行では①広場②花壇、③雑草を育成するための施設、④駐車場、⑤消防に関する施設、⑥公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するなどの施設に限定されているが、施行令第11条に定める施設の指定を緩和し、市町村の裁量に応じた自由使用できるように願いたい。また、「固有財産法」行政財産を使用又は取壊させる場合の取扱いの基準について(通達)による、使用許可期間等の制度についても規制緩和を願いたい。	当該土地は、航空機騒音の緩和地帯として、必要不可欠であるが、使用用途が制限されているため、土地の有効活用の選択が非常に狭くなっている。また、民間から国が買入る土地は年々増加しており、当該土地の固定資産税は減少しているが、固定資産税の代償的性を有するとされている「固有財産施設等所在市町村助成交付金」は年々、減額されており、基地所在市町村の財政を圧迫している。国にとっても、基地帯の除草作業ほかの維持管理コストとして、松島基地周辺だけでも年間約1,000万円の財政支出を余剰なくされている。土地の取得については、法的に第三者譲渡地帯としての機能を妨げない「スポーツ施設」や、将来的には農業生産施設としての活用など、市町村の裁量により自由に使用できることとし、限りある国土の有効利用と維持管理コストの削減、基地周辺住民に対する民生安定など相乗的な効果が期待できる制度に改善されるよう提案する。	D		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条に係る使用許可については、法令の規定に基づく無償使用であることから(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条参照)、使用許可期間を5年とすることができる。また、使用許可の相手方は当該地方公共団体に限られることから、「公制」なまじまいと判断される場合」に該当すると考えられること、必要に応じて5年を超えて更新を行うことが可能である。	1026010	東松島市	宮城県	財務省 防衛省		
0720060	自然災害等による被災箇所を急復旧等に係る賠償契約に関する見直し期間の例外化	予算決算及び会計令第74条	予算決算及び会計令第74条の規定に基づき、契約担当等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に買収、新聞紙、掲示その他の方法により公示しなければならないとしている。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。		建設業法施行令第6条における建設工事の見直し期間に関する規定及び予算決算及び会計令第74条の入札の公告期間の規定から、「自然災害等による被災箇所を急復旧等に係る建設工事契約」を例外化する。また、これに伴い「自然災害等による被災箇所を急復旧等に係る建設工事契約」については、賠償協定の対応には従事していることから、緊急に建設工事を開始しようとする場合、これら規定が阻害となり、被災後の迅速な復旧作業を妨げているため、(参考)以下の規定により、緊急時でも建設工事の契約に際し、5日間の見直し期間が必要となっていない。予算令第74条「ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。」建設業法施行令第6条「～五日以内に限り短縮することができる。」	E		予算令は、国が契約を行う場合を対象としており、地方公共団体が契約を行う場合は対象外であり、その場合には、地方自治法、建設業法その他の関連法令の定めに従うこととなる。 なお、国が行う契約については、不特定多数の者より公正な競争を実現するため、一般競争に付するを原則として、通常は10日間、急を要する場合においても5日間の公告期間を設けることとしているが、災害等緊急の必要により競争に付することができない場合において(建設業法第29条の3第4項の規定)により競争契約にすることができるとしている。また、国が行う契約において、法令の定めにより契約書の作成を省略することができる場合(予算令第100条の2)には省略が可能であるが、財政統制の観点から、金額の無制限な債務を負担すること認められないため、契約金額を定めない契約をすることはできない。	1028010	福島県	福島県	財務省 国土交通省			
0720070	米エタノールの工業用アルコール要件の緩和	アルコール事業法第2条第1項	アルコール事業法第2条第1項		岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余剰なくしている水田が5,808ha(全水田の38.3%)存在する。この転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、本市では、平成16年度より転作田に付けるエタノール作物としてエタノール化を稼働している。結果、継続的に米の固体発酵によるエタノール化の技術検証を行っており、原料コストを下げるため、平成18年度より糖つき発酵試験を行っているほか、平成19年度より低コスト多収米の作付けを進めている。 一方、需要面では、E3燃料としての販売を検討しているが、十分な市場ではないE3燃料のみでは採算性が低く、事業化は困難と結論に至っている。このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール高用では通常60～90%程度のアルコール数であり、アルコール事業法に基づき90以上とするためには、例えば清酒用アルコールの最大たる需要帯である70～80程度のアルコールとして出荷する必要がある。また、糖質で精製度のコスト増となっている。 工業用アルコールについては、アルコール事業法より流通段階でも厳しく管理されることとなっている。 このため、米の生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により公正が行われないことを担保することにより、90度未満の濃度のものであっても工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。	E		ご提案の内容は、アルコール事業法の適用に関するものと考えられる。	閉島固体発酵法と製造物カスタード利用によるコメエタノール事業化プロジェクト	1038010	奥州市、農事組合法人アグリ福祉、株式会社まちづくり奥州	岩手県	財務省 経済産業省		
0720080	開発予定地内の未利用国有地の売却額の弾力的運用	財政法第9条 予算決算及び会計令第80条	財政法第9条 予算決算及び会計令第80条		国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けしてはならない(財政法第9条)。 予定価格は、契約の目的となる物格又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行期間の経過、数量の多寡、履行期間の経緯等を考慮して適正に定めなければならない(予算決算及び会計令第80条)。	優良な宅地開発とするため、開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地の売却額の弾力的な運用をお願いする。	【実施内容】 開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地のみが未開発地とならないように、国有地の売却額の弾力的な運用をお願いする。 【提案理由】 市街地の開発予定地に国有地が含まれているが、田(現状地目)の鑑定評価額が高額(10a当たり約1130万円)で、その後行われた跡地の売却価格(10a当たり約605万円)と著しい差が生じている。このため、国有地の購入が進まず、一体開発(戸数)の開発が進まず、優良なまちづくりに影響が出ている。このことから、例えば一定規模(1ha)以上の開発においては、周辺地権者と同程度で国有地を売却すると、国有地売却額の弾力的な運用を望む。	E		国有財産の売却に当たっては、個々の財産の実情を踏まえ、適正な対価となるよう不動産鑑定士から鑑定評価額を差し決定している。不動産鑑定士の鑑定評価作業の中で取引事例に個別の事情等がある場合には、これを踏まえ適正に修正した上で評価額に反映していることである。 当該国有地の鑑定評価額は不動産鑑定士の鑑定評価に基づいた適正な価格であり、鑑定評価の後に行われた売買の実例と比較することは適当ではないと考える。	見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	1047040	見附市	新潟県	財務省

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0720090	市町村への繰越に係る国有財産法の弾力的運用	財政法第9条 国有財産法第28条 国有財産特例措置法第3条、第5条	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なして譲渡し若しくは貸し付けてはならない(財政法第9条)。 地方公共団体が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合又は財産の管理費用を負担した場合に、譲与又は譲渡譲渡ができる。		市が実施する地域再生のための施設利用について、国有財産法の弾力的運用をお願いする。	【実施内容】 市が考える地域再生のための施設利用計画においても譲与等優遇対象施設なるように、国有財産法の譲渡について弾力的な運用をお願いする。 【提案理由】 旧新潟地方財務局見附出張所は、市政所の隣接に位置し、平成20年に国出先機関の統廃合により廃棄となっている。本施設を有効利用することで、市街地環境の向上を図り地域再生のための施設としたい。 現行法では、優遇対象施設が具体的に示されており、まちづくりや地域再生のための施設として計画した場合は、優遇措置が受けられないため、市及び市民の財政的負担が大きくなる。弾力的な運用をお願いする。	C		普通財産を譲渡する場合には、代金(時価)を徴収することが原則であり、無償又は減額とすることは、財政法第9条の規定により、法律に特別の定めがなされた場合にのみ例外的に認められており、国有財産法等において協定的に規定されている。 本件財産は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に規定する特定国有財産整備計画に格上されている財産であることから、優遇措置を適用せず、全面積を時価売却することが制度上必要であり、優遇措置の弾力的運用を行うことは困難である。 なお、特設、地域再生に係る提案については、今後の「特設、地域再生(交付)募集要項」において、「単に税戻措置の優遇を求めるものは、対象となりません。」とあり、本提案は検討要請の対象とはなりません。	見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	1047120	見附市	新潟県	財務省
0720100	国際コンベンションに参加するために入国する者の入国手続き等のサポートのための国際線到着エリア等への立入りにかかる制度化	なし	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りについては、テロの未然防止、出入国管理及び不正薬物の流入阻止等の観点から、原則として、入国旅客以外の者に対してはその立入りを認めない。 なお、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。		国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続を簡便化するともに、案内・誘導のための係員検査場への立入りに対して許可を求める。 (2) 国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	大規模な国際会議の誘致にあたっては、受人態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。 特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・係員検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの事前な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。 しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを複数の段階で中抜きできない効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して事前な誘導を依頼することは困難である。このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実が不可欠となっており、制度化されていない日本は不利になっている。 また、大規模な国際会議では出席者ゲートから入国審査・係員検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	C	-	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理及び密輸取締上の観点から設けているものである。このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理、密輸取締を確保できない虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。なお、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。	成長戦略拠点特区	1057031	大阪府	大阪府	財務省 財務省 国土交通省
0720110	国際コンベンションに参加するために入国する者の入国手続き等のサポートのための国際線到着エリア等への立入りにかかる制度化	なし	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りについては、テロの未然防止、出入国管理及び不正薬物の流入阻止等の観点から、原則として、入国旅客以外の者に対してはその立入りを認めない。 なお、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。		Siboo2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域への案内・誘導、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の前設 (2) 国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続の専用レーンの設置などを実現し、スムーズに入国サポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの事前な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを複数の段階で中抜きできない効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して事前な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の入国手続を簡便化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・係員検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際会議開催地であるSiboo2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果が期待でき、これまで実施計画の中で開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進される。	C	-	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理及び密輸取締上の観点から設けているものである。このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理、密輸取締を確保できない虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。なお、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。		1066071	大阪府	大阪府	財務省 財務省 国土交通省